



### 日 EU・EPA セミナー開催報告

日欧産業協力センターと日本貿易振興機構(ジェトロ)岐阜事務所は2019年11月6日、日本と欧州連合(EU)間の経済連携協定(EPA)に関するセミナーを岐阜市内で共同開催した。2019年2月に発効した日EU・EPAは、関税の減免を受けられるために必要な原産地証明について自己証明制度のみを採用するなど、日本が結んだ他のEPAとは異なる特徴を持っている。また、産地表示の保護や酒類の異なる容器サイズの受け入れなど関税減免以外の規定もあり、活用のメリットは広範囲に及ぶと考えられる。

セミナーでは、ジェトロ海外調査部欧州ロシア CIS 課の田中晋課長が日EU・EPAの概要と英国のEU離脱の影響、および日EU・EPAの特恵関税利用(輸出時)の留意点を説明した。また、経済産業省の委託により「EPA相談デスク」を運営する東京共同会計事務所事業開発室EPAチームの住本直也氏が原産地規則、自己証明への対応など、日EU・EPA活用のための実務面のポイントを説明した。日欧産業協力センターからは、フィリップ・ド・タクシー・デュ・ポエット EU側事務局長が日EU・EPAの意義、両国経済関係発展に果たす役割について話し、小澤昌恵マネージャーがエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク(EEN)活用などの対欧取引支援策を紹介した(同マネージャーの使用資料はリンクのとおり)。

ジェトロの田中講師は日EU・EPAの概要説明において、具体例として酒類に関する合意内容をとりあげた。ワイン、清酒、焼酎の関税は日・EU双方で協定発効時に撤廃されたほか、非関税分野でも産品生産地に関する地理的表示(GI)の相互保護によるブランド価値向上や、EUによる日本ワインの醸造方法承認による日本からの輸出の容易化といった効果が期待されるという。同講師は、EPA利用上の留意点として関税譲許表の見方、特恵税率の確認方法などの基礎的事項に加え、関税分類についてのEUの事前教示制度の紹介や相手国政府〔税関〕による原産性の確認手続(検認)の説明など、日本の輸出業者の関心事項についての情報を提供した。

東京共同会計事務所の住本講師は、日EU・EPAにおいて関税減免を受けられることのできる「原産地規則を充たす産品」とは何か、どうやって確認するのかを詳しく説明した。具体的には、関税分類変更基準(CTC)と付加価値基準(VA)について、内容とその選択のポイントを解説した。特にVAルールを適用する場

合は、原材料・部品の価格変動や調達先変更の影響を受けるため、原産資格割合計算の継続的な更新（メンテナンス）が必須と言及された。さらに、原産資格の根拠となる書類や原産品申告書の作成方法、書類の保管義務など EPA 利用の実務説明が続いた。住本講師によると、日本の輸入者が関税率等をあらかじめ調べず、必要な手続・情報確認を輸出側に「丸投げ」する例もあるとのこと、EPA を利用する輸入業者が制度を正しく理解する必要性が指摘された。

本セミナーには、関係者を含め約 40 名が参加した。セミナー終了後も会場に残り、自社の関心事項について講師に個別の相談をする参加者の姿が目立った。（文責：日欧産業協力センター 政策分析・セミナー担当マネージャー 福良俊郎）



セミナー会場



日欧産業協力センター小澤氏による対欧取引支援策紹介